

京都市役所本庁舎 4 階東ウィングレイアウト変更委託業務 受託候補者評価要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、京都市役所本庁舎 4 階東ウィングレイアウト変更委託業務受託候補者選定に係る評価要領に関し、必要な事項を定める。

(評価項目、配点及び企画提案を求める事項)

第 2 条 当該プロポーザルの審査項目、評価基準及び配点は、別表のとおりとする。

(評価方法)

第 3 条 当該プロポーザルの評価は、京都市役所本庁舎 4 階東ウィングレイアウト変更委託業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が評価者となる。

- 2 受託候補者は、各評価者の平均点が 7 割を超え、かつ最も高い者を受託候補者として選定する。ただし、平均点が同じ者が複数ある場合は、見積金額の最も低い者を受託候補者として選定する。
- 3 委員会は、受託候補者の次点として、前項規定による評価の結果が第 2 順位及び第 3 順位の者を、それぞれ優先交渉権が第 2 順位及び第 3 順位の者として選定する。ただし、平均点が同じ者が複数ある場合は、前項のただし書きを準用して選定する。

(参加者が 1 者の場合の措置)

第 4 条 参加者が 1 者の場合は、委員が審査表を用いて企画提案書等を審査し、各評価者の平均点が 7 割を超える場合は、本業務を受託するに当たり、適切に業務を遂行できると判断し受託候補者として選定する。

附則

この要領は、令和 7 年 6 月 1 2 日から施行する。

別表（第２条関係）

提案書を審査する際の評価基準は以下のとおりとする。

① 業務実績

審査項目	評価基準	配点
業務実績	・自治体における同種業務の実績を有しているか ・本業務に従事するメンバーの実績は十分なもののか	２０点

② 提案評価

審査項目	評価基準	配点
業務実施方針	・業務に対する取組方針と体制は実施できると認められるものか ・想定する業務スケジュールは、確実かつ迅速か	２０点
レイアウト変更案	・施策推進機能の強化や市庁舎利用の最適化に資するレイアウト変更案を策定しているか ・計画全体の進め方や、各種調査方法及び計画策定プロセス等、提案は具体的かつ実現可能な根拠を示しているか	３０点
関連工事	・策定したレイアウト変更案に基づき必要となる内装、電気、設備工事の施工にあたり、適切な関連業者、人員、体制等を構築する根拠を示しているか	３０点
移転計画	・職員への説明・周知方法、移設物品等の移転時の安全対策、搬送方法、移転詳細スケジュール、正確な配置を行う工夫について具体的かつ明確に示されているか	３０点
課題対応	・経験値や自社独自の工夫から、想定される諸課題を洗い出し、問題提起がなされ、課題に対して胃の対応方法が事例を踏まえた具体的な解決提案となっているか	２０点
価格	・配点に最安見積額と提案見積額に対する割合を乗じて算出する 【評価点数＝３０点×最安見積額／提案見積額】 ※小数点第１位を四捨五入	３０点

③ その他市内中小企業及び障害者法定雇用率の達成状況

審査項目	評価基準	配点
市内中小企業の参加	・本市区域内に本店又は重たる事務所を有しているか	２０点

計		２００点
---	--	------